

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は
 e-Tax で!!



(すすき)

2010.10・11
No. **505**
平成22年

会員増強月間にご協力をお願いします

年末調整等説明会のお知らせ	4
法人会事業アラカルト	7
マル経融資のご案内	11
都税コーナー	14
eLTAX機器全面入替えの為一時停止のおしらせ	15

法人会掲示板 10・11月

10・11月(12月)実施する主な事業

- 10月5日 第12ブロック税務講習会
- 10月5日 第6ブロック税務講習会
- 10月6日 チャリティーゴルフコンペ
- 10月7日 第19ブロック税務講習会
- 10月13日 第18ブロック税務講習会
- 10月15日 年末融資相談会
- 10月15日 第24回全国青年の集い(栃木)
- 10月17日 第4ブロックHIROOフェア(税金クイズ)
- 10月17日 第11ブロック見学研修会
- 10月18日 第3ブロック税務講習会
- 10月19日 第4・5ブロック合同税務講習会
- 10月21日 特別講演会/会員の集い
- 10月22日 源泉研究部会研修会
- 10月26日 第1・2ブロック合同税務講習会、合同研修会
- 11月5日 源泉研究部会研修会
- 11月6日 渋谷区くみの広場
- 11月7日 渋谷区くみの広場
- 11月9日 年末調整説明会
- 11月10日 年末調整説明会
- 11月11日 納税表彰式
- 11月12日 米沢法人会女性部会と渋谷法人会女性部会との交流会
- 11月18日 経営税務学校
- 12月2日 広報委員会
- 12月2日 青年部会、女性部会ボウリング大会
- 12月2日 第11ブロック税務講習会
- 12月17日 理事会

メールアドレス登録のお願い

渋谷法人会では、法人会ホームページ“ななかまネット”を通じて様々な会員サービスを展開していきたいと考えております。

まずご登録いただき、ご自身の会社の情報をアクセスする方に公開して下さい。公開する情報は選べます。また、自社のホームページにリンクさせることも可能です。ご自身の会社をアピールして下さい。ご登録件数が増えるほど、双方にメリットが生まれます。

まずはご登録を！

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成22年10月20日(水)午後1時～4時
 日時 平成22年11月17日(水)午後1時～4時
 日時 平成22年12月15日(水)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 10月4日(月) 午後1時30分～4時
 日時 11月22日(月) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

●申告書用紙等発送予定日

法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
22年10月	22年11月下旬
22年11月	22年12月下旬
22年12月	23年1月下旬

訃報



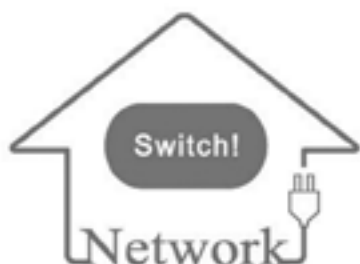
村田 忠彦氏(享年85歳)
 当会相談役(元副会長)
 村田忠彦氏におかれましては7月31日逝去されました。

ここに謹んでご報告いたしますと共に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



手川 一雄氏(享年83歳)
 当会評議員、組織委員、第5ブロック副支部長の手川一雄氏におかれましては8月7日逝去されました。

ここに謹んでご報告いたしますと共に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



東京電力 電化推進パートナー

オール電化・太陽光発電・リフォーム

ケイオー

笹塚本店

☎3376-2211

十号通店

☎3377-2211

太陽光専用フリーダイヤル ☎0120-035-345

URL: <http://www.keio1.com> E-mail: info@keio1.com

10月・11月・12月は 法人会の会員増強月間

ー増強目標は250社です達成にご協力下さいー

今年も法人会では、10月・11月・12月の3ヶ月間、例年通り会員増強月間を実施いたします。

増強目標は今年は250社と定め、各ブロック、また会員皆様のご協力をお願いすることといたしました。法人会に入会しますと法人会が開催いたします諸事業に無料または非常に安い料金で参加できます。

決算法人・新設法人等の税務関係の説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加ができ、地域での情報も得て、多くの経営者の方々と親交を深められます。

また、来る10月21日(木)には渋谷エクセルホテル東急に於いて「会員の集い」（特別講演会と懇親会）を開催します。この集いは、会員増強月間をいかに成功させるか、その実効を高めるための催しです。

講師には、政治ジャーナリストの田勢康弘氏をお迎えしてご講演いただきます。詳しくは下段をご覧ください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「地域社会貢献」をテーマに活動しております。会員増強に一層のご協力をお願いいたします。

特別講演会・法人会員の集いのご案内 ー講演と懇親ー

当会では上記の通り、会員増強月間を実施し組織の拡大強化を図ります。その目的達成の実効効果を高めるため、会員の集いを催しますので、会員皆様のご参加をお願いします。

記

◇と き 10月21日(木) 午後3時～6時45分

◇ところ 渋谷エクセルホテル東急 6F
渋谷区道玄坂1-12-2 (渋谷マークシティ内)
TEL 5457-0109

- 受付：午後2時
- 開会：午後3時
- 講演会：午後3時10分～4時30分

◇演 題 「漂流する政治の現状と展望」

◇講 師 政治ジャーナリスト 田勢 康弘氏

●略歴 早稲田大学第一政治学科卒業。日本経済新聞社入社。39年間の記者生活のうち36年間に政治記者。歴代内閣総理大臣23人を取材。日本経済新聞社客員コラムニスト。1996年日本記者クラブ賞受賞。元ハーバード大学国際問題研究所上席研究員。東大非常勤講師。

著書「政治ジャーナリズムの罪と罰」「指導者論」など多数。

現在TV東京系報道番組「週刊ニュース新書」（土曜午後11時）メインキャスター

◇懇親会 午後5時～6時45分

◇会 費 5,000円／1名（講演会のみは無料）



（チラシは8・9月号に同封いたしました）

◆お申込みお問合せ 渋谷法人会事務局 黒木まで TEL 3461-0758

正しい税知識を学ぼう

平成22年分 年末調整等説明会の開催のお知らせ

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「**年末調整のしかた**」及び「**給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引**」などを用いて説明いたしますので、関係書類等を必ずご持参の上、ご来場願います。

開催月日	用紙配布	説明会	対象地域(※)	会場
11月 9日(火)	9:20～9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷C.C.Lemonホール (渋谷公会堂)
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月10日(水)	9:20～9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	渋谷区宇田川町1-1 (下の地図をご参照ください。)
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

※ 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【お願い】

説明会当日の混雑緩和のため、給与支給人員100人以上の場合につきましては、11月2日(火)午前9時30分から午後4時の間、渋谷税務署7階大会議室において関係用紙を配布いたしますので、あらかじめ「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、ご来署願います。

また、早期に諸用紙の必要な場合も同日に配布いたします。

【問い合わせ先】

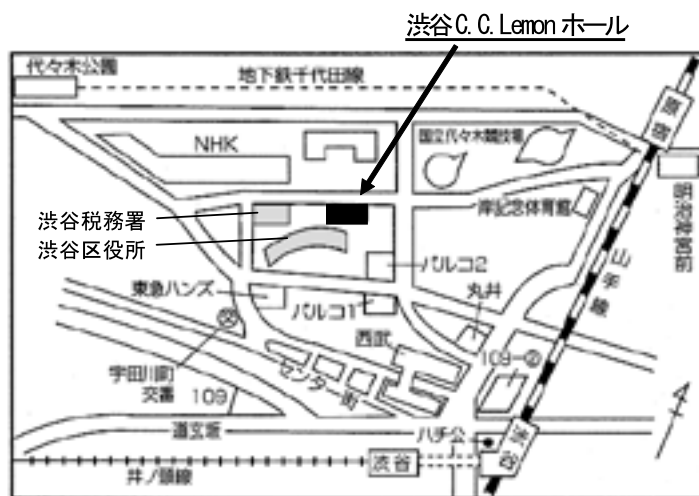
- 説明会、源泉所得税関係について
渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線5032
- 用紙請求、法定調書関係について
渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線2061

※ 自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については、「2」番(税務署)を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

- 給与支払報告書及び住民税特別徴収について
渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726・1732・1738・1743(直通)

【説明会場案内図】



◎説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

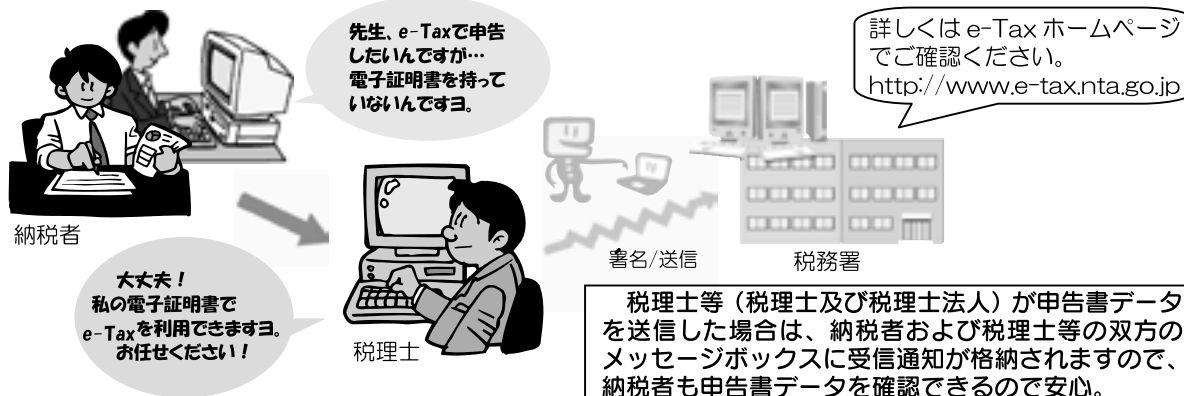
法人会はよき経営者をめざす者の集まり

税理士の代理送信でらくらく！

e-Tax 送信は税理士にお任せ！！

e-Tax「国税電子申告・納税システム」の利用開始手続き等も、税理士の代理送信で可能ですので、納税者の方は税理士に『依頼』するだけで、e-Taxのご利用ができます。

税理士が税務書類を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子証明書の添付等を省略することができます。



簡単！便利！ダイレクト納付

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる納付手段です。

◆ ダイレクト納付のメリット

- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能。
*特に利用回数の多い手続に便利です（源泉所得税の毎月納付手続など）。
- ② 納付手続が簡単（電子申告等の送信後、ワンクリックで納付手続が完了）。
- ③ インターネットバンキングの契約が不要。
- ④ 即時または期日を指定して納付することが可能。
- ⑤ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。
*納税者本人の納税用確認番号等を登録しておくことが必要です。

◆ 利用可能税目

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

*納付情報登録依頼については、上記の税目にかかわらず全税目がダイレクト納付利用可能となります。

◆ 利用に当たっての注意事項

- ① ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続が必要となるほか、『ダイレクト納付利用届出書』を提出する必要があります。
- ② 利用可能金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
*納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

この社会あなたの税が生きている

都税事務所だより Q&A



軽油引取税とは



主にディーゼル車の燃料に使用する軽油の購入者などに課税されます。



●納める方

元売業者又は特約業者から軽油を現実に引き取った方など

●納める額

引き取った軽油の量（キロリットル）× 税率（32,100円） ※1ℓあたりでは32円10銭になります。

（平成22年度税制改正により、指標となるガソリン価格が一定の価格水準を持続的に上回る場合、本則税率を上回る部分の課税を停止する措置が講じられています。）

●納める時期と方法

元売業者と特約業者が、軽油の購入者から代金と一緒に税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに申告して納めます。

●元売業者とは

軽油を製造、輸入又は販売することを業とする方で、総務大臣に指定された方をいいます。

●特約業者とは

元売業者との販売契約に基づいて継続的に軽油の供給を受け販売する方のうち、都道府県知事に指定された方をいいます。

●免税

船舶の動力源など、法令で定める用途に使用される軽油は一定の手続きにより免税となります。

●混和軽油などにも課税されます

軽油に重油や灯油などを混ぜたり、重油と灯油を混ぜて製造した混和軽油を販売（消費）した場合は、販売(消費)した方に軽油引取税が課税されます。

また、重油や灯油など、軽油又は揮発油以外のもの（燃料炭化水素油）であっても、自動車の燃料として販売（消費）した場合は、軽油引取税が課税されます。

なお、都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）により、排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用及び販売が規制されています。

●軽油引取税の申告書、免税軽油・徴収猶予等の申請書の提出先

事務所又は事業所等の所在地が渋谷区の場合は、港都税事務所(電話5549-3800（代表）)が提出先です。

法人会 事業 アラカルト

理事・評議員会並びに名刺交換会を開催

去る9月6日(月)原宿東郷記念館において理事・評議員会を開催し、各事業報告と公益社団法人認定についての詳細説明、今後の事業日程の確認を行った。

公益社団法人認定については、前々から認定を目指すとなっていたが、なかなか制度の内容が分かりにくく、認定を目指すことに疑問の声も出だしたことから、改めて制度の説明等をし、最終的に公益法人認定を目指すということで決定した。

新公益法人制度導入に至った理由

- (1)公益法人制度は明治29年に制定された古い制度であり、これまで数多くの営利法人と似た法人が設立され、公益性の判断基準が不明確でありました。また民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与する必要があります。
- (2)新制度は平成20年12月から施行され、当会は現在「特例民法法人」となっているが、平成25年11月30日までに、新法人に移行しなければならない。なお、期限内に手続きが終了しないと解散を余儀なくされます。

渋谷法人会は“公益社団法人”認定を目指す

公益社団法人と一般社団法人とのメリット・デメリット等を比較検討した結果、当会は移行先として「公益社団法人」を選択いたします。

公益社団法人の主なメリット

- (1)公益活動を行う団体としてのステータスの確立で（高い社会的評価、信用）
- (2)法人会の歴史と伝統を継承する（民間における税のオピニオンリーダー）
- (3)公益認定法人であることによる高いレベルのガバナンスの確立と内外からの信用
- (4)公益目的事業は非課税、税制面での優遇

デメリット

- (1)公益目的事業と収益事業等を区分経理した計算書



柳田会長挨拶



理事評議員会



小島署長挨拶

類、事業計画、収支予算書等を提出手間がかかること

- (2)公益目的事業実施のために、経理、特に事業活動での諸制約がある。

* 当会としては、60年にわたる歴史と伝統、実績に照らして、また実態を鑑みれば今後も税を中心にした“公益活動”を展開すべきであり、その観点から「公益社団法人」が適切と思われます。

公益法人認定申請時期

当会としては平成23年5月総会で審議（機関決定）し同年9月頃に申請を目標にし作業を進めます。

公益法人認定基準

公益法人の認定を得るためには、公益認定法に定める18項目の厳しい基準をパスしなければなりません。主なものを抜粋

- (1)公益目的事業を行うことを主たる目的とすること。
- (2)公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術能力者を有すること
- (3)公益目的事業に係わる収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと
- (4)公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること

新制度における法人の内部統治（ガバナンス）

新制度においては、最低限必要な各種機関の設置を含むガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人会の従来の運営方法を見直す必要があります。

自主的、自律的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する事項が明確に定められた事から、理事等に就任される方々は、それぞれに役職に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められていることを十分理解しておく必要があります。

今後の課題

公益社団法人の認定を得られるためには、まず、公益認定法に定める18項目の厳しい基準をクリアしなければなりません。今後は、各項目にわたって検証し、基準に達しないものは改革に取り組み、当会がこれを機会に更に発展して行くためにも、会員一丸となって前向きに推し進める必要があります。

続いて、7月の渋谷税務署の人事異動により、幹部の方々の多くが異動された為、出席の法人会役員との名刺交換をした。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

健康セミナーを開催〈厚生委員会〉

厚生労働省の推計によると65歳以上の高齢者は2025年には3,500万人に達すると予測され、それに伴いいわゆる「老々介護」といった現象も起きている。

今回は、そういった介護の実態を知り、対処法を学んでいただく為、東京福祉大学社会福祉学部教授の前川美智子氏を講師に迎え、『介護が必要になった時の対処法』として、7月23日(金)渋谷区立商工会館において健康セミナーを開催した。

出席者は皆真剣に聴講していた。出席者66名。



講師：前川美智子氏



健康セミナー

地球温暖化対策セミナーを開催 〈社会貢献委員会〉

連日の猛暑、エコカー補助金、家電エコポイント制度など地球温暖化にまつわる話題には事欠かない昨今。渋谷法人会では、東京都「地球温暖化対策報告書制度と中小企業向け省エネ促進税制」の概要についてセミナーを開催した。

セミナーは7月27日(火)午後2時～渋谷区立商工会館で開催し、講師として東京都地球温暖化防止活



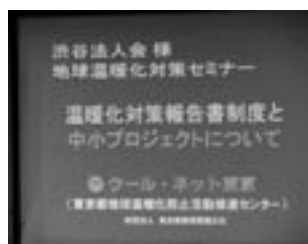
講師：原啓暢氏



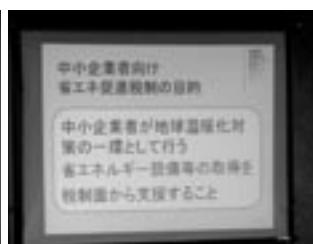
講師：内藤たか子氏



真剣き聞き入る出席者



環境セミナー



動推進センターのチームリーダー原 啓暢氏、東京都渋谷都税事務所の事業税係の内藤 たか子氏を迎えお話しをお聞きした。出席者61名。

広報委員会を開催

去る9月2日(木)午後4時より法人会館において、定例の広報委員会を開催した。

冒頭7月の異動で新しく赴任された小野寺法人第一統括官と吉田審理担当調査官にご挨拶いただき、議案審議に入った。

まず、22年8・9月号の反省と平成22年10・11月号の掲載予定内容を検討した。佐藤常議委員から法人会ホームページ“なかまネット”を通しての会員サービスの具体的メリットの説明があり、メールアドレス登録推進の為に広報委員会だけでなく、IT関連に強い役員を抽出しての委員会結成を検討することにした。

出席者は渋谷税務署：小野寺第一統括官、吉田審理担当調査官。委員の出席は岩田委員長他14名。



小野寺第1統括官挨拶



吉田審理担当調査官挨拶



広報委員会

会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、10月、11月、12月の3ヶ月間の会員増強月間に臨むにあたり、8月27日(金)渋谷法人会館において、会員増強合同会議を開催した。

当日は渋谷税務署より小野寺法人第一統括官と佐々木審理担当上席にご出席いただき、一段と厳しい経済環境の中、退会防止策や増強目標数について最終検討



五月女組織委員長挨拶



会員増強合同会議

会員の増加は、会員のメリットに通じる

をし、退会防止策については、新規の入会の方には事務局から訪問し、事業内容等について説明をする。目標数は経済環境を鑑み、250社とすると決定した。

平成22年度第2回簿記講習会始まる!

渋谷法人会では、9月2日より渋谷法人会館において、午後1時30分より4時30分まで、平成22年度の第2回目の初級簿記講習会を開催している。

これまででは、会社の業務が終わってからの午後6時や午後5時から開催していたが、今回は初の試みとして会社の業務時間中の開催となった。

講師は、税理士の四方茂氏。受講者は28名。



講師：四方茂氏



簿記講習会

恒例の22年度夏期ゼミナールを開催

8月3日(火)、4日(水)、恒例の夏期ゼミナールを箱根湯本温泉、ホテル南風荘に於いて開催した。

開会は午後2時30分、柳田会長の挨拶に引き続きTBSテレビ報道局解説・専門記者室長、杉尾秀哉氏に「報道マンが語るこれからの政治・経済展望」と題して、講演いただいた。非常に気さくな方で、聴講された方々も良い印象を持たれたようだった。

続いて、元渋谷税務署長・税理士の内田景俊氏に「元税務署長のひとりごと」と題し、講演いただいた。

午後6時から懇親会に入り、会長挨拶、宇野澤顧問の乾杯に始まり、歌に会話に大いに盛り上がった。午



満員のゼミナール会場

後8時八木原副会長の中締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。出席者131名



第1講座講師：杉尾秀哉氏



第2講座講師：内田景俊氏

中小企業の事業仕分けセミナーを開催

去る9月8日(水)渋谷法人会では、中小企業の経営安定と発展の為、中小企業の事業仕分けセミナーを渋谷区立商工会館において開催した。

簡単な決算書の読み方や比較決算書からの情報の読み取り方、キャッシュフロー計算書からの情報の読み取り方などについて、税理士・経営コンサルタントの大矢博先生に講義していただいた。出席者35名。



講師：大矢博氏



経営セミナー

ブロックだより

恵比寿盆踊り大会

第2ブロック(雨宮ブロック長)

去る7月30日(金)恵比寿盆踊り大会が開催され、初台まつりと同じく就業体験の都立第一商業高等学校の5人の生徒と一緒に事務局、大同生命推進員も参加した。

金曜日の夜ということもあってか、大変な人出で盛大に催される中、渋谷税務署提供の“税金クイズ”を配布し、景品を提供し、法人会をアピールした。



雨宮ブロック長



恵比寿盆踊り大会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

商工会議所は皆様の企業経営を全力でサポートします！



マル経融資

融資対象

- 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組んでいる方
- 従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の法人・個人事業主の方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税)を完納している方

融資限度額

1500万円

返済期間

- 運転資金 7年以内
- 設備資金 10年以内

担保・保証人

不要
(保証協会の保証も不要)

融資利率

1.85%
(平成22年9月7日現在)

※この融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成23年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

東京商工会議所 渋谷支部
渋谷区渋谷1-12-5 区立商工会館7階

お問い合わせは・・・

03-3406-8141
(みんなの商売大きく結ぶ繁盛いっぱい渋谷が一番)



窓口専門相談

経営上お困りの方やお悩みの方はご相談ください。弁護士や税理士などの専門家のアドバイスが無料で受けられます！

※相談日については日程が変更になる場合がございますので予めお問い合わせください。

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

相談内容	相談員	相談日程
法律	弁護士	毎週火曜日 午後1時～4時
税務	税理士	毎週火曜日 午後1時～4時

その他、通常の経営相談・金融相談・個人事業主の方の記帳相談は随時承っておりますので、経営上お困りの点はご相談下さい。

※東京商工会議所の会員・非会員を問わずご利用いただけます。
※融資については、審査の結果ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。



◎法の日

1928年(昭和3年)10月1日、市民が裁判の審理に参加する陪審法が施行された。翌年にはこの日が「司法記念日」とされ、60年に裁判所、検察庁、弁護士会の法曹三者が「法の日」と決め、社会における法律の役割をPRする。

陪審制度は敗戦前の43年3月まで続いたが、被告側の陪審を辞退できるなど、さまざまな制約が設けられていたため、実際にこれによって審理されたのは、「施行十五年間に五百件を下回る事件」(山川出版「日本史広辞典」)だったという。

現在、市民の声を裁判に反映させようと、重罪を科せられる刑事事件は市民から選ばれた裁判員が加わり、審理するようになった。が、被害者のプライバシー保護といった新たな問題も起きている。刑法がいらない社会こそ、理想なのだが。

◎ベルリンの壁

東西ドイツを隔てた「ベルリンの壁」は1961年、社会主義統一党(共産党)による一党独裁国家だった旧東ドイツによって建設された。全長155キロ。壁の存在は、旧ソ連と西側諸国との東西冷戦の象徴だった。壁は旧東ドイツ市民の移動の自由を奪い、西側に脱出するために壁を越えようとして殺害された市民は200人以上に上る。

その壁が崩壊したのは1989年11月9日。共産党独裁に対する市民たちの抗議運動が盛り上がりをもせた末のことだった。翌90年10月3日、東西ドイツは統一された。ベルリンの壁崩壊は、ついには旧ソ連の崩壊をもたらし、東西冷戦は終結した。それから20年。ドイツの東西格差は今も埋まっていない。旧東ドイツの失業率は西独の2倍近くに達しているという。目に見えない「心の壁」が人々に重くのしかかる。

◎すしの日

11月1日は「すしの日」。新米が全国に出回る一方、ネタとなる魚介類に脂がのっておいしい時期になるからと、1961年(昭和36年)に、全国すし商環境衛生同業組合が制定した。

平凡社の「飲食事典」はすしの項だけで、起源から沿革、名物鮓、製法とほぼ4ページもあてている。それほど国民に愛された食べ物なのだ。

いま、すしは握り鮓が中心だが、始まりは江戸時代で意外と新しい。「ニギリズシの食方はまず拇指と中指とでつまみあげ、持ち上げる途中に食指で回して魚の附いた方を下に向け、先の方をちょっと醤油に浸けて竖に起こすと魚全体に醤油が回るから、そこを舌に載せる」と、事典は食べ方を指南する。世界の漁獲規制が厳しくなる中、いつまでトロをこうして食べられるだろうか。

メールアドレスを登録しよう

前回に続き株式投資情報から話を始めます。

私は前回も言ったように株式投資については全くの素人なので、専門的なコメントは差し控えたいと思いますが、素人の常識で考えても、“みんなが、値上がりする”といい出したときは、もう遅い。株価の動きは、いろいろな思惑や世界の情勢を「先取りする」からです。

株価が上がり始めた、人がもうかると言いだした、この段階では有利な情報といえない場合が多いようです。もちろん、銘柄によって、ケースによって、かなり息の長い相場のこともあります。反対にすぐ急落する場合もあるので一概には言えませんが、株でもうけようと思ったら、内外の情勢をよく読むとともに、その銘柄の動きにも注目することです。

また、投資家や金融機関・証券会社などの動向にも目を配るとい



国司 義彦

(JMC能力開発センター代表取締役)

先取り情報にこそ 価値がある



うように、「複合的な情報」から「事前に動きを察知することだ」——と、専門家はいいます。

なぜ、ここで株の話を出したかといいますと、株価の動きは経済や人の思惑を象徴的に反映するからです。また、これほど情報に敏感に反応するものも、ほかにはな

いと考えられるからです。

世界同時不況では、日本の株価は他国以上に「心理的な影響」を受け「全面安」が続きました。

企業活動にまつわる情報は、株に準じて考えてみればよいのです。

例えば、新製品情報、「〇〇がヒット商品」といわれるころは、もう盛りを過ぎて下り坂とみななければなりません。もちろん、これも商品のライフサイクルによって、比較的長いものもあれば短いものもあります。この点も株の動きに似ています。

有利な情報を得ることは、経営者やビジネスマンとしては、ビジネスを有利に展開するためにも、あるいは人脈をつくるうえでも、確かに有力な武器になるのですが、だれでも知っているようなマスコミ情報では、茶飲み話のネタぐらいにしか使えないと考えるべきでしょう。

現代を生き抜く知恵

西都原 信 (ビジネス評論家)

「発見」力を身につけていこう!

同じものをみても、何か新しいものを見つけ出す人もいれば、そうではない人もいるものである。

こうした、たとえちょっとしたことでも、「気づくか、気づかないか」は、大きな知的格差を生み出すことになっていくものである。

いろいろなことに、よく気がつく人は、好奇心旺盛で、何事にも見逃せない、常に自分の脳をフル回転していることになるだろう。したがって、マルチの視点で事象をウォッチングしていくことができ、「発見」力も養成されていくことになるのであろう。

■「発見」力をつけるチェックポイント

- ☐ 常に相手の立場にたって思考しているだろうか
- ☐ 相手の目線に立って話すようにしているだろうか
- ☐ 自分と異質の人と会うことをおっくうがっていないだろうか
- ☐ 自分の置かれた状況を、もっと、よい方向に持っていこうとしているだろうか

- ☐ 「目」のつけどころを一定の方向だけにしていないだろうか
- ☐ 常に「気づき」を忘れることはないだろうか
- ☐ 常に情報のネットワークを構築していこうとしているだろうか
- ☐ 知識・情報の自分の引き出しを持っているだろうか
- ☐ 新商品に関心を持っているだろうか
- ☐ 他人と違うことを考えていこうとしているだろうか
- ☐ 失敗を恐れてはいないだろうか
- ☐ 新聞、雑誌、テレビなど、メモをとるようにしているだろうか
- ☐ 必要があれば、嫌いな人でも会いにいくことができるだろうか
- ☐ 素直な気持ちで人の話を聞くことができるだろうか
- ☐ 自分が不利な状況になると、感情的になることはないだろうか
- ☐ 自分に必要なことだけを選択して見てはいないだろうか



e-Taxを体験してみよう!

平成22年7月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
3	(株)スクワイア	根田 真児	渋谷区猿楽町30-8	3464-1301	番組制作
7	(株)Voice	竹澤 和之	渋谷区道玄坂1-22-7	5459-5890	電気通信工事業
11	(株)アティックプロモーション	平野 友明	渋谷区宇田川町10-2	3780-2033	広告
11	(株)エス・ディ・ライズ	大島 善信	渋谷区神南1-10-6	5784-2461	服飾小物販売
13	cinq franc(株)	松本 厚	渋谷区西原3-38-12	6416-8540	卸売業、小売業
14	(株)建築空間研究所	戸田 純	渋谷区笹塚2-19-3-7F	3299-2755	建築設計
17	(株)花つかさ	辻 正司	渋谷区代々木3-39-15	5379-8783	小売・サービス業
18	オーサワジャパン(株)	勝又 遊一	渋谷区代々木1-58-1	6701-5925	食品卸売
19	(株)クレール	机元 武	渋谷区千駄ヶ谷1-2-9	5413-6071	婦人服企画製造卸売業
19	アスプロスドラゴ(株)	山本 芳久	渋谷区千駄ヶ谷2-33-8-3F	5413-6622	映像制作業
19	(株)アレグレット	尾崎 俊哉	渋谷区千駄ヶ谷3-4-7	6438-9995	服飾卸
20	(有)ウィーブトシ	吉澤 利男	渋谷区神宮前1-8-14	5775-3445	帽子販売
20	(株)ウッド・プラン青山	青山 勝男	渋谷区神宮前2-3-23	3478-0608	建築工事業
区外	(株)デプトストアー	川崎 大輔	世田谷区赤堤2-15-3	3324-1111	卸売業

平成22年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
1	(株)ファラウ	星野 貴之	渋谷区恵比寿3-40-8-103	5422-9250	企画デザイン
2	コミュニケーションズサーカス(株)	浅野 真一	渋谷区恵比寿南1-20-11	5794-5203	ITコンサルタント業
4	(株)オータン・クレア	高橋 登美	渋谷区広尾1-11-5	3449-2135	美容
4	(社)協力隊を育てる会	足立 房夫	渋谷区広尾4-2-24	6303-2055	公益法人
4	(有)エブリィ・スマイル	福澤 徹	渋谷区広尾5-25-6	3444-0538	飲食
5	(株)リオンドール	中島美智子	渋谷区東1-13-1-604	5766-2671	通訳・翻訳
6	(株)グローバルテック	渡辺 治仁	渋谷区渋谷1-8-3	6868-7256	IT・コンサルティング
8	(株)エイブリック	佐藤 弘明	渋谷区神泉町20-24	3461-0126	コンピュータソフト開発
8	(株)エルティ	澤野 正明	渋谷区神泉町20-24	3770-6658	ソフトウェアサービス業
12	(株)オライオン・キャピタル・サービスズ	梅木 洋一	渋谷区上原1-8-2	5790-6340	事業コンサルタント
17	(株)ヒロスンエンタテインメント	芳野 宏昌	渋谷区初台2-20-8	5304-8136	映像制作
18	協立給食(株)	高村 充	渋谷区代々木1-13-8	3370-5431	集団給食
18	(株)クラブス	増田 点	渋谷区千駄ヶ谷5-17-23	3225-1221	衣料品製造卸
18	Bio. Kobe(株)	山中 和夫	渋谷区千駄ヶ谷5-16-11	5269-6981	プラスチック製品販売
18	(株)Win・Win	大塚 数人	渋谷区千駄ヶ谷5-21-7	6457-8598	インターネットによる情報サービス業
18	(株)テクノバース	石岡 泰樹	渋谷区千駄ヶ谷5-21-7	5919-2536	ソフトウェアの制作、販売
18	(株)マイティー	大塚 数人	渋谷区千駄ヶ谷5-21-7	6457-8604	インターネットによる情報サービス業
18	(株)KSDN	澤田 久雄	渋谷区代々木2-23-1	6276-2081	建設業



変わらない絆。共に。未来へ。

八千代銀行

<http://www.yachiyobank.co.jp/>

代々木支店 (3378) 2211(代)
 渋谷支店 (3463) 1611(代)
 幡ヶ谷支店 (3379) 2411(代)
 笹塚支店 (3376) 6211(代)
 原宿支店 (3403) 7371(代)
 青山通支店 (3407) 7121(代)

法人会ホームページを活用しよう



一都税についてのお知らせ

10月は不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油に脱税を目的として重油等を混ぜ、軽油と偽り販売しているものです。こうした不正軽油は、ディーゼル車の排出ガス中の有害物質を増加させ、環境にも悪い影響を与えます。

東京都では、不正軽油の調査の手がかりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

さらに、強化月間キャンペーンの一環として、これまでのPRポスターや不正軽油撲滅作戦等のパネル展を開催します。ぜひ、お立ち寄りください。

不正軽油110番

ふ せ い な く そ う
0120-231-793

24時間受付（フリーダイヤル）

FAX 03-5388-1309

Eメール S0000707@section.metro.tokyo.jp

	会 場	期 間
不正軽油撲滅PRパネル展	都庁第一本庁舎1階中央	10月4(月)～8日(金)

詳しくは、東京都主税局課税部軽油調査課（03-5388-2958）までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

東京都 主税局

検索



一都税についてのお知らせ

認定長期優良住宅を新築した場合固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）
- ⑤新築をしてから翌年（1月1日新築の場合はその年の1月31日までに当該住宅が所在する区にある都税事務所に減額の申告が行われていること

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1を減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係
電話（03）3463-4311（代表）

詰将棋■解答

▲2四桂△同歩▲1一角成△同玉▲1三飛成△同桂▲3三角△1二玉▲2二角成まで九手詰め。

■解説

初手の▲2四桂は飛車の横利きを通す意味の手筋でこの一手です。

でも△2四同歩に▲1三角成では△同桂で▲3二飛成ができず失敗です。

3手目は▲1一角成が正解です。

そして△同玉に▲1三飛成の連続捨て駒が継続の好手で、△同桂に好所の▲3三角が打てて解決となります。

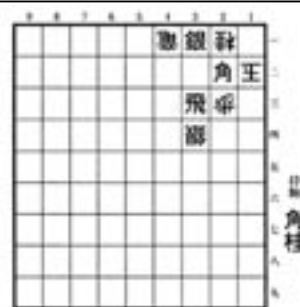
詰将棋

〈出題〉六段 沼 春雄

■ヒント

好所の角打ちを作るまでの手順に一工夫が必要となります。

（考慮10分で初段）



振替納税を利用しよう

東京都主税局から 電子申告ご利用の皆様へ

地方税ポータルシステム（eLTAX）は、下記の期間サービスを停止します。

（停止期間）平成22年11月18日（木）～11月25日（木）

ご不便、ご迷惑をおかけしますが、早めのご利用をお願いします。

【お問い合わせ先】

eLTAX サポートデスク : 電話 0570-081459

社団法人 地方税電子化協議会 : 電話 03-3507-0211

受付時間 月～金 8:30～20:00

11月26日以降は、

○ご利用時間が1時間延長されます。8:30～20:00 ➡ **8:30～21:00**

○ご利用いただける主なパソコン環境は、以下のとおりです。

■Windows 7 / VISTA (SP2) / XP (SP3) ■Internet Explorer 8 / 7

ご利用可能なパソコンの環境については、サポートデスクまでお問い合わせください。

ー都税についてのお知らせー

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合、新築住宅にかかる不動産取得税についての特例控除額※1が増額され、1,300万円となります。

※1 認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合の控除額は、1,200万円です。

減額の対象となる住宅

◇長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります◇

①平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に取得した住宅であること

（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）

②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること

③1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること

と（ただし、貸家の用に供する一戸建以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

【税額の算出方法】

住宅の価格※2 - 1,300万円 = 課税標準額

課税標準額 × $\frac{3}{100}$ （税率）= 税額

※2 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所に申告してください。

【お問い合わせ先】

渋谷都税事務所 固定資産税課 不動産取得税係

電話 (03) 3463-4311（代表）

「街の小さなお菓子屋さん」だからこそ味わえるケーキを是非一度食べてみて下さい

現在、diamondで販売しているケーキ
焼き菓子は全てお店で作っています！

◇好きな焼き菓子でギフトを作れます

◇ケーキの種類は30種類以上

◇デコレーションは季節によって変わります

Patisserie Diamond
ダイヤモンド洋菓子店

渋谷区笹塚3-17-2

TEL/FAX 3374-1371

<http://www.sasahata.com/>

渋谷法人会の儀式サービス制度

もしものときに **大きなあんしん**

わすれないで！

家族
で使える
全国
で使える
**葬儀支援
サービス**

全国
約500社
2500事業所

全国の葬祭事業所ネット
ワークがご利用できます！

**葬儀に必要な基本セットが
無料または低廉な料金で
ご利用になれます！**

事前問合せおよび万一の場合は

フリーダイヤル 24時間対応

ヨニイ・シクミ

0120-421-493

適用対象者	基本セットご利用料金
●会員企業の75歳未満の全取締役および監査役本人	無 料
●会員企業の75歳以上の全取締役および監査役本人 ●本人の配偶者および子女 ●本人および配偶者の両親 ●本人および配偶者の祖父母	24万円 (消費税込 25万2千円)

ご提供できる基本セットの内容

葬儀基本セット(仏式) 東京・神奈川の例

- ご祭壇
- お棺(桐上級棺)
- ご遺影(白黒)
- 寝台車(車庫から10kmまで)
- 忌中額
- 門標(式場看板)
- 枕飾り
- 会葬礼状(100枚)
- お位牌(白木)
- お清めセット
- 式場内外装飾用品(幕類)
- ご焼香用品
- ご遺体保存用品(ドライアイス一回分)
- 受付用テント(一張)、照明器具
- 放送設備(マイク・スピーカー)
- 儀式係員派遣
- 見送り係員派遣
- 諸官庁手続き

- ご利用葬儀社や地域によってご提供できる基本セットの内容は若干異なります。
- 斎場をご利用の場合、使用する祭壇が基本セットとは異なるケースがございます。打合せの際、葬儀社に十分ご確認ください。
- 祭壇やお棺のグレードアップや基本セット内容以上のものをご希望される場合は、差額をご負担いただくことで可能です。
- 火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は、別途ご負担いただきます。
- 神式やキリスト教式、その他の宗教につきましては、基本セットの内容が異なります。打合せの際、詳細をご相談・ご確認ください。

葬儀サービスの流れ



儀式サービスについてのお問合せは

社団法人 **渋谷法人会** TEL.03-3461-0758

株式会社 **全国儀式サービス** TEL.03-3739-0755